

東光電気工事 ESG 調達ガイドライン

第1版

2023年10月 1日



【はじめに】

政府などが積極的にSDGs（持続可能な開発目標）を推進する中、ESG（環境・社会・企業統治）の視点で取り組みを行う企業はますます増え、そのような企業への評価は高まり、顧客からも信頼を得ることにつながっていくと考えております。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、ESG課題について、重要な課題であると認識し、このたび“東光電気工事 ESG調達ガイドライン”を作成するに至りました。

お取引先様におかれましても、本ガイドラインに基づく取り組みに協力していただき、皆様のお取引先様へも展開していただきますようお願いいたします。

ESG調達ガイドラインの項目

目次

・【はじめに】	・・・ P 1
・【東光電気工事のサステナビリティ】	・・・ P 2～P 3
・【E：環境】	・・・ P 4
・【S：社会】	・・・ P 4～P 5
・【G：企業統治】	・・・ P 5～P 6
・【ESG調達実践に向けて】	・・・ P 7
・【別紙資料】	・・・ P 8～P 9

【東光電気工事のサステナビリティ】

当社は 100 年近くにわたり、クリーンなエネルギーである電気に関わる事業を行ってまいりました。

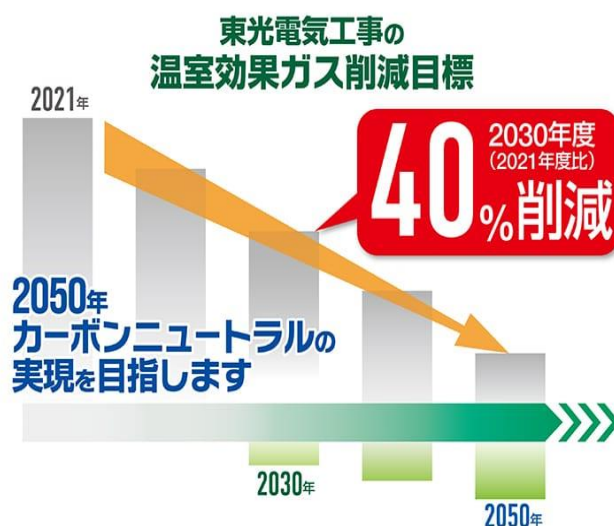
創業 100 年を迎え、次世代、さらにはその先を目指すうえで求められることは、サステナブルな社会の一員としての東光電気工事です。

我が国におけるGHG（温室効果ガス）削減については、2030年に2013年度比46%削減、2050年にカーボンニュートラルの実現目標を表明しております。CO2ゼロは目標ではなく必達の命題であり、当社はこれまで蓄積された電気に関するノウハウと保有する再エネ発電所を有効活用し、地球環境に貢献する企業であるべきと強い決意で宣言いたします。

当社の事業は建築電気設備、送電線建設、再エネ事業、交通関連事業、空調衛生設備など多岐にわたりますが、これらの建設現場の脱炭素化を目指すとともに、自社再エネ発電所によるエネルギーの「自産自消」により、環境企業としてお客様から選ばれる会社として持続させていくことが、東光電気工事にとっての目指すべきゴールであると考えております。

《当社の環境目標》

1. 事業活動に伴う GHG 排出量
(Scope1, 2 を対象) を 2030 年度までに 2021 年度比 40% 削減、2050 年度までにカーボンニュートラルの実現を目指します。



2. Scope3 における GHG 排出量削減については、サプライヤーとの連携を強化して削減に努めます。

3. 具体的な対策は次のとおりです。

(1) 環境付加価値証書の活用

- ・一般電気事業者の再エネメニューへの切り替え
- ・自社が出資している再エネ発電所をトラッキングした非化石証書の購入によるオフセット

(2) 再エネ電源新規開発の推進

(3) 現場事務所等の LED 化推進

(4) 長期に使用する工事現場事務所の ZEB 化を検討

(5) 保有不動産改修時の省エネ化、建替え時の ZEB 化を検討

(6) HV 車・EV 車への切り替え推進（リース期間満了後）

(用語定義)

- ・GHG 排出量削減における Scope1、Scope2、Scope3 の定義

別紙 1 参照

- ・ZEB Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

【E：環境】

E－1．原材料のグリーン調達

国内の法律、条例、及び国際条約等に基づき、環境への負荷を低減することを目的としたグリーン調達を推進する。

E－2．地球温暖化防止

地球温暖化防止のため脱炭素、省エネルギーを推進する。

熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることによりエネルギー使用の削減に努める。また、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを積極的に活用することにより、GHG 排出を削減し、脱炭素社会の実現に貢献する。

E－3．資源の有効活用（3R）

製品への材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用を促進することにより3Rを推進し資源の有効活用を図る。

(用語定義)

- ・ 3R Reduce (削減)、Reuse (再利用)、Recycle (再資源)

【S：社会】

S－1．ダイバーシティの尊重

個人が持つ能力を最大限に発揮できる環境を整えるとともに、公平・公正な立場で機会均等を確保する。また、人材の多様性を活かす取り組みを行うことで、企業の成長と自己実現の達成を目指す。

S-2. 社会・地域貢献活動の推進

顧客、消費者、従業員、取引先、地域住民等の企業の利害関係者（ステークホルダー）との双方向のコミュニケーションを積極的に推進していき、企業として持続的な発展を目指す。

S-3. ハラスメントの禁止

従業員の人権を尊重し、体罰、いじめ、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（暴言による嫌がらせや威圧的行為）などを禁止する。

（用語定義）

- ・ダイバーシティ 人種・性別・宗教・価値観などさまざまに異なる属性を持った人々が、組織や集団において共存している状態
- ・ハラスメント 人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為

【G:企業統治】

G-1. 法令遵守

事業活動において国内のみならず各国・各地域の法令、業界ルール、社会規範を十分調査して遵守する。

G-2. 公正な取引

公平・公正な取引を行い、贈収賄、汚職、不適切な利益の供与や受領、強要、横領等を行わない。

G－3．反社会的勢力の排除

反社会的勢力と関係を持たず、またそれを利用したいかなる要求や行為を行わない。

G－4．個人情報・機密情報の取扱・情報セキュリティ

個人情報やその他顧客からの機密情報などを適切な方法で収集・保存・処理し、情報の漏洩を防止するよう努める。

【ESG調達ガイドライン実践に向けて】

【東光電気工事 ESG 調達ガイドライン】でお示しいたしました取り組みを確実に実行していくために、お取引先様におかれましては、ガイドラインの趣旨に賛同いただきご協力をお願い申し上げます。

また、当社において脱炭素への取り組みは喫緊の重要課題と位置付けております。

下記事項について積極的に実践していただきますよう、お願いいたします。

1. お取引先様へのご協力

○お取引先様各社の事業活動に伴う GHG 排出量削減の推進をお願いいたします。

- ・HV車、EV車の使用
- ・梱包材の削減
- ・再生材料の積極的な利用

○再生材料使用製品の積極的なご提案をお願いします。

○弊社よりお取引先様各社の GHG 排出量算出の依頼をさせて頂いた際はご協力をお願いいたします。

2. モニタリングと是正措置へのご協力

○お取引先様と皆様のご発注先への環境対策についてご報告いただいた場合や、当社より環境対策をお願いした場合、モニタリングを実施いたします。

定期的なモニタリングで、問題が発生した場合は、是正措置を必ず講じてください。

以 上

GHG排出量の分類

	上流	自社	下流
	Scope3	Scope1 (ガス・ガソリン等)	Scope3
買っているもの	カテゴリ1 購入した製品・サービス	自社での燃料使用などの 直接排出	カテゴリ9 輸送、配送（下流）
	カテゴリ2 資本財		カテゴリ10 販売した製品の加工
動かしているもの	カテゴリ3 Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	自社が購入した電気・熱の使用に伴う 間接排出	カテゴリ11 販売した製品の使用
	カテゴリ4 輸送、配送（上流）		カテゴリ12 販売した製品の廃棄
捨てるもの	カテゴリ5 事業から出る廃棄物		カテゴリ13 リース資産（下流）
動いているもの	カテゴリ6 出張		カテゴリ14 フランチャイズ
	カテゴリ7 雇用者の通勤		カテゴリ15 投資
	カテゴリ8 リース資産（上流）		

別紙 1

GHG排出量の算出構造

当社のScope3 Cat.1排出量は、サプライヤー自身のCO2排出量の一部が理論上、遡及的に累積されたものとなります。

